宮城県子どもの貧困対策計画 (骨子案)

(令和3年度~令和7年度)

目次

Ι	「笤	『城県子どもの貧困対策計画」の策定にあたって	. 1
	1	計画策定の趣旨	1
	2	計画の位置付け	
	3	計画の期間	
	4	計画の推進体制	
	5	市町村との連携	. 2
	6	関係団体等との連携	. 2
II	2	これまでの取組と今後の課題について	. 3
	1	これまでの取組	. 3
	2	現状と今後の課題	. 5
Ш	言	†画の基本理念等について	. 6
	1	基本理念	. 6
	2	施策推進にあたっての基本的な方針	. 7
	3	子どもの貧困に関する指標	. 9
IV	i	†画で推進する施策と主な事業	11
	1	教育の支援	11
	2	生活の安定に資するための支援	12
	3	保護者に対する(職業生活の安定と向上に資するための)就労の支援	12
	4	経済的支援	13

I 「宮城県子どもの貧困対策計画」の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県では、平成28年に策定した「宮城県子どもの貧困対策計画」に基づき、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されず、夢と希望を持って成長してくことができるよう、子どもの貧困対策に関する様々な施策を推進してきました。

この間,子どもの貧困に対する社会の認知が進み,本県でも,生活困窮世帯の子どもを対象とした学習・生活支援事業が実施され,子ども食堂やフードバンクなどの取組が増えるなど,一定の支援の広がりが見られています。一方で,現場には今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在し,特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあるなど,依然として厳しい状況が続いています。

国においては、令和元年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成元年法律第41号)が成立し、同年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

改正後の法律では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されました。また、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定され、地方公共団体による取組の充実が求められています。

本県では、東日本大震災により大きな被害を受けた家庭や地域の問題が、子ども達の育つ環境にも長期的な影響を与えていることが懸念されているところ、さらに今回の新型コロナウイルス感染症の発生により、ひとり親家庭などでは失業や収入の減少など厳しい状況に陥った家庭も多く、緊急時・非常時に特に大きな影響を受けやすい生活困窮世帯の子どもの支援の重要性についても改めて認識されました。

こうしたことから、令和2年度で終期を迎える現計画を改訂し、社会経済情勢の変化や地域の課題に対応する施策を盛り込んだ「宮城県子どもの貧困対策計画」(令和3年度~令和7年度)を新たに策定し、本県における子どもの貧困対策を総合的に推進するものです。

2 計画の位置付け

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づき,「子供の貧困対策に関する 大綱」を勘案の上,本県が実施する子どもの貧困対策について定めるもの。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度まで(5年間)

※国の大綱がおおむね5年を目途に見直しを検討することから。

4 計画の推進体制

子どもの貧困対策は、児童福祉のほか、母子保健、生活困窮者支援、教育、雇用など各分野にまたがるものであり、部局横断的な取組が必要です。

このため、知事を本部長とする「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」において、庁内の連携体制をより強化し、総合的に取り組んでいきます。

また、各分野における関係者で構成される「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」や「宮城県子ども・子育て会議」において、施策の実施に関し意見などを聴取していきます。

5 市町村との連携

子どもの貧困対策は、住民に身近な市町村の役割が重要であり、それぞれの地域において実態やニーズの把握を行い、地域の実情に応じた支援体制の構築や施策の展開につなげていくことが効果的です。個別の子どもに関する情報の多くは市町村が保有することから、関係機関が情報を共有することで支援を要する子どもを広く把握し、効果的な支援につなげていけるよう、連携体制を整備する必要があります。

県としては、市町村による実態調査の実施と計画策定を支援するとともに、効果的な取組が他地域へも広がるよう研修会等を通じて情報共有するなど、地域における子どもの貧困対策事業の促進を図ります。

6 関係団体等との連携

子どもの貧困に関する個別の支援ニーズ等に対してきめ細かに対応している NPO 等の活動は非常に重要であり、県内において子どもの貧困問題に取り組む各種団体等の活動事例等について、情報収集や情報発信に努め、県として一層の連携を図るとともに、子どもの居場所づくりに取り組む団体のネットワーク体制の整備を支援します。

II これまでの取組と今後の課題について

1 これまでの取組

平成28年度から「宮城県子どもの貧困対策計画」に基づき取り組んできた子どもの貧困対策に資する事業のうち、主なものや新たな取組について以下のとおりまとめました。

1 教育の支援

- ・市町村で学習支援を行う「学び支援員」「学び支援コーディネーター」の配置を支援し、 児童生徒の学習や交流の促進を図りました。
- ・不登校傾向など学校生活に困難を抱える児童生徒の学校復帰や自立支援を目的とした「み やぎ子どもの心のケアハウス」を設置する市町村を支援しました。
- ・全公立中学校・県立高等学校にスクールカウンセラーを配置し、小学校にも広域カウン セラーを派遣する体制を整備し、児童生徒の心のケアや教職員・保護者への助言等を行 いました。
- ・家庭の養育環境も含めた多様な課題への対応を行うためスクールソーシャルワーカーの 配置を進めました。
- ・全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう,市町村が行う就学援助(学用品費,通学費,修学旅行費,学校給食費等)について適切な実施と制度周知を図りました。
- ・東日本大震災で保護者を亡くした児童生徒等に対し、安定した学びの機会と希望する進路選択を実現できるよう、奨学金を支給するとともに、令和元年度からは震災以外の要因で保護者を亡くした小・中学生に対しても奨学金を支給する制度(遺児等サポート奨学金)を開始しました。
- ・生活困窮世帯の児童生徒(小学4年生から高校3年生)を対象に、学習・生活支援や保護者への相談支援を実施しました。
- ・全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年 10 月から開始した幼児教育・保育の無償化を円滑に実施できるよう、市町村を支援しました。
- ・児童養護施設退所者等に対し自立支援資金の貸付(5年間の就業で返還免除)を行い、併せて生活や就業についての相談に応じることで、円滑な自立を支援しました。

2 生活の支援

・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関を設置し、生活困窮に陥るおそれのある保護者や子どもの支援を関係機関と連携して包括的・継続的に行いました。

- ・ひとり親家庭に対する支援情報を集約した冊子(ほっとブック)を作成・配布するなど 情報発信の充実に努めました。
- ・地域のボランティアが子どもたちや住民に無料または低額で食事を提供し、子どもが安心して過ごせる居場所や多世代交流の拠点にもなっている「子ども食堂」の活動を支援するため、立ち上げ講座やフォローアップ相談会、シンポジウムの開催、ホームページでの情報発信等を実施するとともに、新型コロナウイルスへの対応で緊急的に実施した食材配送等の経費や子ども食堂を再開するための衛生資材等の購入経費に対して助成を行いました。
- ・生活に困窮する方に食料支援を行う「フードバンク」の活動団体に対し補助金を交付し 支援を行いました。
- ・「里親等支援センター」を設置し、里親制度説明会、里親相互交流会、里親研修会等の開催や個別の相談対応を通じて、里親制度の普及と里親支援の充実を図りました。

3 保護者に対する就労の支援

- ・「母子父子家庭等就業・自立支援センター」を設置し、就業支援のための相談や講習会、 セミナー等を開催しました。
- ・ひとり親家庭の保護者の就職を容易にするために必要な資格(看護師、保育士、介護福祉士等)の取得を促進するため、養成訓練の受講期間中の給付金の支給や入学準備金等の貸付(5年間の就業で返還免除)を行い、自立を支援しました。

4 経済的支援

- ・児童扶養手当等の支給を着実に実施し、ひとり親世帯等の生活の安定と自立の促進を図りました。
- ・母子・父子家庭の医療費助成により、経済的負担の軽減と適切な受診機会の確保を図り ました。

5 東日本大震災被災児童等への支援

- ・被災による経済的理由から就学が困難となった児童・生徒等について、保育料、授業料等の減免や助成等により、経済的負担の軽減と教育機会の確保を図りました。
- ・被災地の子どもの心のケアを支援するため、児童精神科医や臨床心理士等を派遣し、支援者の個別相談や事例検討等を実施しました。

2 現状と今後の課題

平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、それを受けて、平成26年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定され、子ども達の成育環境の整備、教育を受ける機会の均等、生活の支援、保護者への就労支援など、総合的な取組が進められてきました。

県でも、「1 これまでの取組」に記載のとおり、各種事業の実施を通じ、一定の成果は見られたところですが、子どもの貧困についてはなお厳しい状況にあります。特に、新型コロナウイルス感染症の影響は、ひとり親家庭や以前から生活に余裕がなかった世帯で収入の減少など家計の悪化に繋がる場合が多く、今後も経過を注視していくとともに、必要な支援につなぐ体制の整備が求められます。

※ 以下、審議会の意見や活動団体等のヒアリング結果を参考に取りまとめ。

III 計画の基本理念等について

1 基本理念

子どもたちは私たちの希望であり、今を生き、未来を担う大切な社会の宝です。そして、 子どもたちが自らの能力や可能性を最大限発揮しながら、心身ともに健やかに成長すること は、本県県民全ての願いでもあります。

一方,いじめや不登校,学力不振,虐待等,子どもを取り巻く様々な問題の背景に貧困問題があることも多く,子どもの貧困対策は、地域や社会全体で対応すべき喫緊の課題です。 貧困の状況にある家庭の子ども達が、その能力や可能性を発揮する機会を失い、貧困が連鎖してしまうことは、社会的損失にもつながることから、子育てや貧困を家庭のみの責任とすることなく、子どものことを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります。

また、本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災は、今なお地域や家庭に影響を残しており、その中で育つ子ども達への配慮と長期的な視点に立った支援の継続が求められます。 さらに、今般の新型コロナウイルス感染症への対応は、特に貧困の状況にある家庭に大きな影響をもたらしたことから、緊急時・非常時に困難な環境にある子ども達をいかに支えるか、地域社会全体で備えていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、現在から将来にわたって、どのような環境にある子ども達も、希望に満ちた輝く未来を心に描き、笑顔で暮らすことができる社会の構築を目指し、計画の基本理念を次のように設定します。

基本理念

みやぎの子どもたちが、生まれ育った環境に左右されず、現在から 将来にわたり、夢と希望を持って健やかに成長していくことができる 地域社会の実現を目指します。

2 施策推進にあたっての基本的な方針

本計画では、以下の3点を基本的な方針として、子どもの貧困対策の各施策を推進します。

(1)親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援につないでいく必要があります。また、乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校へと、子どものライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要です。さらに、進学した後も、中途退学により就業や生活の場面で困難を来す場合もあることから、子どもの社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築することが求められます。

そのため、保護者の就労・生活支援、妊産婦への支援、保育施設や学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援等、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関係機関における情報共有と連携の促進を図ります。

(2) 支援が届かない、届きにくい子ども・家庭への配慮

貧困の状況にある子どもやその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがらない等の状況も見られます。各種支援制度を実効あるものにするためには、①子ども達や家族が、必要なときに助けを求めたり、相談したりできる身近な場所がある、②自ら声を上げられない場合にも、周囲が気付き、必要な支援につなぐ、③支援の利用を周囲が能動的に手助けしていく、といった体制も求められます。

支援が必要な人を早期に把握し、支援を届けるためには、地域の身近な相談先の確保、学校を窓口とした福祉部門との連携、訪問型支援の充実、メールや SNS を活用した相談窓口など、様々な「つなぎ役」が用意されていることが必要です。

(3)地域における取組の充実

子どもの貧困対策の推進のためには、国、県、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画していく必要がありますが、中でも住民に身近で、個別の子どもや家庭に関する情報を多く保有する市町村の役割は重要です。

市町村が、地域の実態やニーズ、資源の把握を行い、その結果を基づき計画を策定し、地域の実情に応じた支援体制の構築や施策の展開につなげていくことが効果的と考えます。

地域における子どもの貧困対策の取組は、進んでいる地域とそれ以外で格差が拡大しているとの指摘もあり、生まれた地域によって子どもの将来が異なることがないよう、県全体として対策の底上げを図る必要があります。

県としては、子どもの貧困対策の必要性についての普及啓発や、関係機関の連携体制の整備、効果的な取組を広域展開していくための情報共有などにより、地域における取組を支援していきます。

※ 上記3点に加え、審議会の意見や活動団体等のヒアリング結果を踏まえて本県独自に追加すべき点があれば、今後調整。

3 子どもの貧困に関する指標

「子供の貧困対策に関する大綱」においては、子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、子どもの貧困に関する39の指標を設定しています。

本計画においても、本県の子どもの貧困の状況把握を行うとともに、全国との比較を行うため、県として把握できる 23 の指標について継続的に確認し、今後の施策推進に係る参考とします。

また,本計画の独自の指標として,令和元年6月の法改正で努力義務化されたことから「子どもの貧困対策計画」策定市町村数と,地域における取組の広がりを測るため「子ども食堂の数」を加え、合計25の指標とします。

	フバキの公田に		宮城県		(参考)全国	
	子どもの貧困に	数值	備考	数値	備考	
1	生活保護世帯に属 [・] 学校等進学率	90.8%	H30.4.1 現在	93.7%	H30.4.1 現在	
2	生活保護世帯に属する子どもの高等 学校等中退率			6.5%		4.1%
3	生活保護世帯に属する子どもの大学 等進学率			27.0%		36.0%
4	児童養護施設の 子どもの進学率	中学校卒業後	100%	H30.4.1	95.8%	H30.5.1
5		高等学校卒業後	25.9%	現在	30.8%	現在
6	ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育所・幼稚園等)		73.8%		81.7%	
7	ひとり親家庭の 子どもの進学率	中学校卒業後	97.3%	H30.11.1 現在	95.9%	H28.11.1 現在
8		高等学校卒業後	56.4%		58.5%	
9	全世帯の子どもの高等学校中退率		1.8%	1120 左座	1.4%	1120 左床
10	全世帯の子どもの高等学校中退者数		1,101 人	H30 年度	48,594 人	H30 年度
11	- スクールカウン セラーの配置率	小学校	100%	H30 年度	67.6%	H30 年度
12		中学校	100%		89.0%	
13	就学援助制度に関する周知状況 3 (入学時及び毎年度の進級時に書類を配付 している市町村の割合)		48.6%	R 元年度	65.6%	H29 年度

	フバナの公田に	宮城県		(参考)全国		
	子どもの貧困に	数值	備考	数値	備考	
14	新入学児童生徒学 用品費等の入学前 支給の実施状況	小学校	88.6%	R 元年度	47.2%	H30 年度
15		中学校	88.6%		56.8%	
16	ひとり親家庭の 親の就業率	母子家庭	89.0%	H30.11.1 現在	80.8%	H27 年度
17		父子家庭	93.9%		88.1%	
18	ひとり親家庭の 親の正規の職員・ 従業員の割合	母子家庭	45.3%		44.4%	
19		父子家庭	69.3%		69.4%	
20	ひとり親家庭の うち養育費につ いての取り決め をしている割合	母子世帯	57.1%		42.9%	
21		父子世帯	21.9%	H30.11.1	20.8%	H28.11.1
22	→養育費を受け取 →っていたい世帯	母子世帯	72.0%	現在	71.5%	現在
23		父子世帯	95.6%		90.9%	
県独自の指標			現況値	備考	目標値	備考
24	「子どもの貧困対策計画」策定 市町村数		7 市町村	R2.4.1 現在	20 市町村	R7年度末
25	5 子ども食堂の数		108 箇所	R1.12 現在	200 箇所	R7年度末

IV 計画で推進する施策と主な事業

1 教育の支援

- (1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
 - ①幼児教育・保育の無償化
 - ②幼児教育・保育の質の向上
- (2) 学校を窓口とした総合的な対応
 - (1)スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる相談支援体制の構築
 - ②学校教育による学力保障
- (3) 高等学校等における修学継続のための支援
 - ①高校中退の予防のための取組
 - ②高校中退後の支援
- (4) 大学等進学に対する教育機会の提供
 - ①高等教育の修学支援
- (5) 特に配慮を要する子どもへの支援
 - ①児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援
 - ②特別支援教育に関する支援の充実
- (6)教育費負担の軽減
 - ①義務教育段階の就学支援の充実
 - ②高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減
 - ③生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減
 - ④ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
- (7)地域における学習支援等
 - ①地域学校協働活動における学習支援等
 - ②生活困窮世帯等への学習支援
- (8) 東日本大震災被災児童等への支援
 - ①福祉関連機関との連携による支援
 - ②就学支援
- (9) その他の教育支援
 - ①学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保
 - ②多様な体験活動の機会の提供

2 生活の安定に資するための支援

- (1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援
 - ①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援
 - ②特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
- (2) 保護者の生活支援
 - ①保護者の自立支援
 - ②保育等の確保
 - ③保護者の育児負担の軽減
- (3) 子どもの生活支援
 - ①生活困窮世帯等の子どもへの生活支援
 - ②社会的養育が必要な子どもへの生活支援
 - ③食育の推進に関する支援
- (4) 子どもの就労支援
 - ①生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援
 - ②高校中退者等への就労支援(再掲)
 - ③児童福祉施設入所児童等への就労支援
 - ④子どもの社会的自立の確立のための支援
- (5) 住宅に関する支援
- (6) 児童養護施設退所者等に関する支援
 - ①家庭への復帰支援
 - ②退所後の相談支援
- (7) 支援体制の強化
 - ①児童家庭支援センターの相談機能の強化
 - ②社会的養護の体制整備
 - ③市町村等の体制強化
 - ④ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進
 - ⑤相談職員の資質向上
- 3 保護者に対する (職業生活の安定と向上に資するための) 就労の支援
- (1) 職業生活の安定と向上のための支援
 - ①所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

- (2) ひとり親に対する就労支援
 - ①ひとり親家庭の親への就労
 - ②ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立 (再掲)
 - ③ひとり親家庭の親の学び直しの支援
- (3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援
 - ①就労機会の確保
 - ②親の学び直しの支援
 - ③非正規雇用から正規雇用への転換

4 経済的支援

- ①児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- ②養育費の確保の推進
- ③教育費負担の軽減(再掲)